

# 広島県外来医療計画に基づく届出について

令和2年8月

## 地域で不足する外来医療機能を担うことに係る申出書の提出状況について

【対象】広島圏域(外来医師多数区域)において、新たに開業する医療機関(法人化や開設者変更等を含む)

【提出のあった期間】令和2年4月1日～令和2年5月31日

【合意する】

NO.	病院または診療所の名称	所在地	区分	開設年月日	担う外来医療機能
1	VISION PLUS EYE CLINIC	広島市南区西霞町3番32号	新規開設	令和2年4月1日	<p>白内障, 緑内障, 角膜疾患, 網膜疾患, 涙道疾患など, 幅広い眼科領域の疾患を治療できる総合的眼科クリニックを目指します。下記に記載する最新の検査・手術機器を導入することによって, 先進医療を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検査器械: 前眼部OCT, 波面収差計, OCTアンギオグラフィ, 静的視野計</li> <li>・手術器械: 白内障フェムトセカンドレーザー, 角膜フェムトセカンドレーザー, エキシマレーザー, 緑内障SLTレーザー, 角膜久ロスリンキング</li> </ul>
2	リハビリテーション礼和クリニック広島	広島市西区上天満町7番13号 井口家具店西館4階	開設者変更	令和2年4月1日	<p>■在宅医療: 夜間・休日を除く時間帯で訪問診療をさせていただきます。(医師数が少ないため夜間・休日の対応は難しいです。)</p>
3	岩本皮膚科アレルギー科	広島市西区井口明神1丁目9番2号	開設者変更	令和2年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当院は皮膚科・アレルギー科を主体として, 診療を行うクリニックである。</li> <li>・不足する外来医療機能に関しては, 一般的な皮膚科診療に加え, 高齢者の褥瘡などの在宅医療も提供することも可能である。</li> <li>・なお, 初期救急や学校医の対応は不可である。ただし, 学校に通うアレルギーなどの相談には適宜対応している。</li> </ul>
4	原田リハビリ整形外科	広島市安佐南区東野2丁目21-20	開設者変更	令和2年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■初期救急: 在宅当番医制</li> <li>■在宅医療: 訪問診療, 往診</li> </ul>
5	向井内科・脳神経外科	広島市安芸区矢野西1丁目28-23	施設名・開設者変更	令和2年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問診療, 往診, 看取りの要望に応じて診療を行います。(在宅療養支援診療所3の施設基準を届出済)</li> <li>・外来診療時間内において, 救急患者のMRI検査に対応します。</li> </ul>

NO.	病院または診療所の名称	所在地	区分	開設年月日	担う外来医療機能
6	かわもと皮ふ科	安芸郡海田町窪町2番14号はんどうビル4階	法人化	令和2年5月1日	次の医療機能を継続して行う。 ■初期救急:当番医 ■在宅医療:往診 その他外来医療機能（予防接種）
7	まりあ眼科クリニック	安芸郡海田町窪町1番23号 2階	法人化	令和2年5月1日	■初期救急:当番医 ■学校医

【合意しない】

NO.	病院または診療所の名称	所在地	区分	開設年月日	合意しない理由
1	大成呼吸器クリニック	広島市中区八丁堀14番1号	法人化	令和2年4月1日	①平成30年7月より主に慢性呼吸器疾患に対する呼吸器リハビリの予約診療を行っております。これまでも救急医療、訪問診療、学校医を行っておらず、現状の人的資源、医療資源ならびに診療スペースでは対応できません。 ②ビル診療ですが家主との賃貸契約上、休日夜間の診療業務が行えません。 ③医師はこれまで千田町夜間急病センターへの診療協力を行っております。

※申出書が未提出の件数:10件

(根拠)広島県外来医療計画

(参考)

○外来医療機能に関する情報を可視化し、新たに診療所を開業する医師にその情報を提供することにより、診療所が少ない地域への開業を促すとともに、地域の不足する外来医療機能を担うことを求め、外来医療機能の偏在解消を目指す。

○新規開業希望者が保健所に開設届を提出する際に、不足する外来医療機能を担うことについての合意の有無や合意内容に関する申出書の提出を求め、提出された申出書について、各圏域の地域医療構想調整会議に報告する。

## 医療機器の共同利用計画書の提出状況について

【対象】対象の医療機器(CT, MRI, PET, 放射線治療, マンモグラフィ)を購入する医療機関

【設置期間】令和2年4月1日～令和2年5月31日

### 【合意する】

病院または診療所の名称	所在地	種別	設置年月日	共同利用の方法	相手方 医療機関数
医療法人社団仁鷹会 たかの橋中央病院	広島市中区国泰寺町2丁目4-16	CT	令和2年5月8日	・連携先の病院又は診療所からの患者の受入, 画像情報及び画像診断情報の提供	1

### 【合意しない】

病院または診療所の名称	所在地	種別	設置年月日	共同利用を行わない理由	相手方 医療機関数
リハビリテーション礼和クリニック広島	広島市西区上天満町7番13号 井口家具店西館4階	CT	令和2年4月1日	・最新の高性能機種ではないため, 他院の高性能機種の使用をおすすめします。	-

(根拠) 広島県外来医療計画

(参考)

○医療機器(CT, MRI, PET, 放射線治療, マンモグラフィ)を効率的に活用するため, 医療機器の共同利用を促す仕組みを整備する。

○保健所に許可申請書を提出する際に, 共同利用を担うことについての合意の有無や合意内容に関する共同利用計画書の提出を求め, 提出された共同利用計画書について, 各圏域の地域医療構想調整会議に報告する。